

自動車検査証

令和 5年 2月 17日

秋田運輸支局長

341230027350

自動車登録番号又は車両番号		初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	特別区・番号
秋田 300 め 3605		平成28年 2月	普通	乗用	自家用	17663	0001
車 名				車体の元形			
ニッサン				ステーションワゴン			
車 台 番 号				燃料の種類		燃料消費量又は定格出力	
NT32-530615				ガソリン		1.99 ^{kW} _L	
型 式		原動機の様式		前軸重	前後軸重	後軸重	後軸重
DBA-NT32		MR20		890 ^{kg}	- ^{kg}	- ^{kg}	610 ^{kg}
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
5 ^人	- ^{kg}	1500 ^{kg}	1775 ^{kg}	464 ^{cm}	182 ^{cm}	171 ^{cm}	
使用者の氏名又は名称							
東北森林管理局 秋田森林管理署							
備 考							
平成10年騒音96dB、マフラー加速適用車							



この裏面には電子部品（ICチップ）を
内蔵したICタグがありますので、大切に
使用・保管してください。

裏面もご覧ください。

T9463YL2006546

国土交通省

4392

A

記録年月日 令和 7 年 2 月 14 日

自動車検査証記録事項

341230027350

1. 基本情報											
自動車登録番号又は車両番号				秋田 3 0 0 め 3 6 0 5							
車台番号		NT 3 2 - 5 3 0 6 1 5									
登録年月日／交付年月日		平成 28 年 2 月 19 日		初度登録年月		平成 28 年 2 月		有効期間の満了する日		令和 9 年 2 月 18 日	
2. 所有者・使用者情報											
所有者の氏名又は名称		東北森林管理局									
所有者の住所		秋田県秋田市中通 5 丁目 9 - 1 6 [05500 0576]									
使用者の氏名又は名称		東北森林管理局 秋田森林管理署									
使用者の住所		秋田県秋田市河辺和田字和田 1 5 6 - 3 [05500 1123 016]									
使用の本拠の位置		***									
3. 車両詳細情報											
車名		ニッサン [213]									
型式		DBA - NT 3 2				原動機の型式		MR 2 0			
自動車の種別		普通		用途		乗用		自家用・事業用の別		自家用	
車体の形状		ステーションワゴン [003]				乗車定員		5 人		最大積載量 - kg	
車両重量		1500 kg		車両総重量		1775 kg		長さ		464 cm	
前後軸重		890 kg		前後軸重		- kg		後前軸重		- kg	
燃料の種類		ガソリン				型式指定番号		17663		類別区分番号 0001	
4. 備考											
[秋田], 継続検査 自動車重量税額 ¥ 24, 600 [27年度税制] 平成28年2月19日 新規登録 25%減税措置 済み 令和12年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値) 算定未了 令和2年度燃費基準87%達成車 令和2年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値) 算定未了 平成27年度燃費基準10%向上達成車 [走行距離計表示値] 100, 000 km (令和7年2月14日) [旧走行距離計表示値] 75, 000 km (令和5年2月17日) 平成10年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 96 dB マフラー加速騒音規制適用車 [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 34-08501 以下余白											

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID T9463YL2006546



証明書 番号	第 8ACHB1072 号
-----------	---------------

令和 7年 2月 9日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

東京海上日動火災保険株式会社

019

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	秋田 300 め 3605 NT32-530615	自動車の 種 別	自乗
保険期間	自 令和 7年 3月 19日 24か月 至 令和 9年 3月 19日 午前12時	使用の本拠 の所在地	秋田県
保 住 險 所 契 及 約 び 者 氏 の 名	秋田県秋田市中通5丁目9-16 東北森林管理局	指定金融 機関名	
異 動 事 項		保険料収納年月日	令和 7年 2月 9日
管轄店名 及び 所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区大手町2-6-4 カスタマーセンター 0120-530-580 受付時間 平日 9~17時 (土日祝・年末年始を除く)	扱 者	秋田・DMチーム 3255 日産プリンス秋田 0639

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

パスワード:

1633130124



自賠責保険についてのご案内

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者[※]または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)

※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷 害 に よ る 損 害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後 遺 障 害 に よ る 損 害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円まで
死 亡 に よ る 損 害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者から行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているかを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。

- ・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
 - ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
 - ・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)
- また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

(裏面もご覧ください)

証明書 番号	第 8ACHB1072 号
-----------	---------------

自動車損害賠償
責任保険

令和 7年 2月 9日
保険料領収証

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	秋田 300 め 3605 NT32-530615	保 險 料	¥17,650
管 轄 店 名 在 地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区大手町2-6-4 カスタマーセンター 0120-530-580 受付時間 平日 9~17時 (土日祝・年末年始を除く)	管 轄 店 所 名 在 地	
保険期間	自 令和 7年 3月 19日 24か月 至 令和 9年 3月 19日 午前12時		

契約者 東北森林管理局

様

東京海上日動火災保険株式会社

上記保険料を領収いたしました。



[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

《車両欄》

リサイクル券番号	0510-7496-8202
車台番号	NT32-530615
車名	ニッサン

公益財団法人

自動車リサイクル促進センター

2016年 1月14日発行

事務処理番号：005-Y008119<1>



《料金欄》

シュレッダーダスト料金	¥7,020
エアバッグ類料金	¥1,900
フロン類料金	¥1,800
情報管理料金	¥130
預託金額合計	¥10,850

※本券（A券）は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。

※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡し時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

＜使用済自動車引渡し時、引取業者切離し＞

[B券] 使用済自動車引取証明書

引取日： 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0510-7496-8202
車台番号	NT32-530615
車名	ニッサン
預託金額	¥10,850 (消費税込み)

＜引渡者＞

氏名・名称

＜引取業者＞

登録番号

氏名・名称

印

事業所名称

所在地

TEL.

※本券（B券）は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

＜受領証（C券）利用時切離し＞

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0510-7496-8202
車台番号	NT32-530615
車名	ニッサン

受領金額	¥380 (消費税込み)
------	-----------------

公益財団法人

自動車リサイクル促進センター

2016年 1月14日発行

事務処理番号：005-Y008119<1>